

## 制限付き一般競争入札(令和3年12月24日公告)応募案内(津山市各施設で使用する電気の調達)

この応募案内は、津山市総務部契約監理室が実施する制限付き一般競争入札の参加にあたり、必要な手続きや注意事項を記載していますので、応募の前に必ずお読みください。

### 内容

● 入札参加について.....	1
● 異議の申し立て .....	1
● 入札の停止, 中止および取消し.....	1
● 入札に関する日時及び場所 .....	2
● 提出書類一覧.....	3
● 書類提出に関する条件.....	3
● 質問書について .....	4
● 参加資格申請の提出について.....	4
● 省略することができる書類 .....	4
● 入札参加の決定 .....	4
● 入札書の提出方法 .....	5
● 提出書類の最終確認.....	5
● 開札について.....	8
● 契約に当たっての留意事項.....	8
● 契約保証金.....	8

#### ● 入札参加について

入札及び契約に関する事項については、津山市契約規則その他関係規定を準用する。地方自治法、同法施行令、津山市契約規則その他指示事項を承知の上、参加すること。なお、契約規則等は、津山市ホームページの「条例(例規集)検索システム」において閲覧できる。

また、入札等に要したすべての費用について、津山市に請求することはできず、入札参加者の負担で行うこと。

#### ● 異議の申し立て

入札者又は申込者は、開札後、この応募案内および関係法令等の入札条件の不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。また、郵便事故等により申請書類等が開札場所に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

#### ● 入札の停止, 中止および取消し

緊急等やむを得ない理由等により、入札を執行することができないと認められる場合は、入札を停止、中止または取り消すことがある。なお、この場合において、当該入札に要した費用を津山市に請求することはできない。

● 入札に関する日時及び場所

公告文を熟読の上、参加申請手続き等を行うこと。

公告文等応募案内の津山市ホームページ公開

仕様書等のダウンロード開始(令和3年12月24日(金) 14時～)

仕様書等に対する質問の受付

(令和3年12月24日(金) 14時～令和4年1月14日(金) 17時まで)

質問書(様式第1号)にてFAXで提出すること。(Fax:0868-32-2150)

送付先: 津山市総務部契約監理室 物品・役務担当宛

質問に対する回答

(令和4年1月20日(木)17時予定)

津山市HP(<https://www.city.tsuyama.lg.jp/business/index2.php?id=343>)にて公表

① 入札参加申請書等受付 (提出は郵送のみ【書留又は簡易書留】)

申請期間: 質問に対する回答公表後

～令和4年1月28日(金) 17時まで **必着**

※質問回答(公表)を確認後、申請のこと。

提出場所: 〒708-8501 岡山県津山市山北520

津山市役所総務部契約監理室 物品・役務担当

② 入札参加決定通知書FAX送付

(令和4年2月1日(火)17時まで)

③ 入札書受付 (提出は郵送のみ【書留又は簡易書留】)

提出期限: 令和4年2月9日(水)17時まで **必着**

※必ず入札参加決定通知書を確認の上、提出すること。

提出場所: 〒708-8501 岡山県津山市山北520

津山市役所総務部契約監理室 物品・役務担当

開札

(令和4年2月10日(木) 11時(予定))

津山市役所 付属棟2階会議室

※参加申込書の受付終了後、入札参加決定通知書により、確定した日時及び場所を通知します。

● 提出書類一覧

名称		提出の省略	提出期限等	提出方法
<b>【質問書】</b>				
①	(様式第1号)質問書	任意	1/14 :17時	FAX
<b>【参加申請書類】</b>				
②	(様式第2号)制限付き一般競争入札参加申請書兼誓約書	不可	質問に対する回答公表後～ 1/28 17時必着	書留(簡易書留も可)
③	(様式第3号)営業経歴書	不可		
④	(様式第4号)委任状※	任意		
⑤	(様式第6号)立会人(委任・辞退)届	不可		
⑥	(様式第7号)適合証明書	不可		
⑦	電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けた者であることを証する書類の写し	不可		
⑧	(様式第8号)宛名シール	不可		
A)	国税(法人税・消費税)の納税証明書の写し	可		
B)	代表者の津山市発行の市税等納税証明書	可		
C)	申請者の属する市町村の発行する市税等納税証明書	不可		
D)	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し	可		
E)	印鑑登録証明書(法人代表者印)の写し	可		
F)	財務諸表の写し(直近決算のもの)	可		
G)	(様式第5号)津山市暴力団排除条例に係る誓約書	可		
<b>【入札書等】</b>				
○入札(見積)書及び明細書(指定様式)		/	2/9 17時必着	書留(簡易書留も可)
○基本料金単価および従量料金単価等の内訳書				

※(様式4号)委任がある場合のみ提出すること。(本社以外で申請する場合は、提出が必須。)

● 書類提出に関する条件

- (1) 入札参加申請書及び公告に記載した必要書類(以下「申請書類等」という。)に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当と認められるときは、津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(令和2年津山市告示第1号)。以下「指名停止要綱」という。)に基づく措置又はそれに準じた措置を行う。
- (2) 申請書類等は、黒のペンまたはボールペンで記入すること(PC等の入力可)。
- (3) 記載事項を訂正するときは、誤字に2重線を引き、上部に正書し、訂正箇所に押印。ただし、金額の訂正は一切認めない。
- (4) 入札に参加を希望する者は、申請書類等を指定の期日までに、契約監理室に郵送(書留又は簡

易書留 以下同じ。)すること。

- (5) 入札参加希望者は、質問の有無にかかわらず、必ず質問に対する回答を津山市ホームページで確認した後、申請書類等を郵送すること。
- (6) 記載または押印漏れ、内容の不備等がある場合には、無効となるので十分にご注意すること。
- (7) 提出した申請書類等は引き換え、書換えもしくは撤回等することはできない。
- (8) 入札者が同一事項について2通以上入札しないこと。
- (9) 入札者の記名押印があり、入札内容を明確にすること。
- (10) 入札金額が明確であること及び入札金額が訂正されていないこと。
- (11) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。
- (12) 郵便物の必着期限を過ぎて到達した場合は受理しない。また、郵便事故等により申請書類等が到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

### ● 質問書について

- (1) 質問がある場合は、「質問書」(様式第1号)にその旨を記載して、令和3年12月24日(金)14時から令和4年1月14日(金)17時までに、契約監理室へFAX(0868-32-2150)で送付すること。
- (2) 質問内容は本入札に関することとし質問の意図を明確に記載すること。
- (3) 仕様書等の該当する頁数を記載すること。

### ● 参加資格申請の提出について

- (1) 申請者等の名称欄について、提出書類一覧②～⑧については必要に応じて本社または受任者の「住所・名称・代表者(受任者)」で記載・押印すること。
- (2) ②～⑧の日付は、質問に対する回答公表の日から令和4年1月28日(金)までの間の日付を記載すること。
- (3) ④は委任がある場合のみ提出すること。**(本社以外で申請する場合は、提出が必須。)**
- (4) 角2封筒などのA4サイズが折らずに入るものに封かんし、封筒の表面に⑧宛名シール(様式第8号)を貼り付けて、契約監理室へ郵送(書留または簡易書留)の方法で提出すること。
- (5) A～E は令和3年10月21日以降の証明を提出すること。(申請日から3ヵ月以内に発行されたものであること)
- (6) Bは津山市に課税がある場合のみ提出すること。本社の代表者に津山市課税がない場合は、提出不要
- (7) Cは申請者が属する市町村が発行する市税等納税証明書(市税について滞納が無い事がわかる証明)を提出すること。(本社が申請する場合は本社が属する市町村が発行する証明を提出すること。受任者が申請する場合は申請する受任者の属する市町村が発行する証明を提出すること。)
- (8) Gについては必ず、本社の「住所・名称・代表者」で記載・実印で押印すること。

### ● 省略することができる書類

申請日時時点で、令和3・4年度津山市指定業者登録名簿(物品・役務)に、市内業者又は市外業者として登録されている場合は、参加申請書類において前述のA, B, D～Gの書類について省略することができる。ただしCは省略できない。

### ● 入札参加の決定

入札参加の決定した者には令和4年2月1日(火)17時までFAXにて各社に参加の可否を通知する。

● 入札書の提出方法

入札参加決定の通知を受けた者は、入札書(指定様式)を次のとおり提出しなければならない。なお、今回の案件(入札番号 3-12~20)についての入札書は、1 通の封筒にまとめて提出すること。

(1) 入札書を封入する封筒の表面に次の事項を記載すること。

- ① 入札者の住所
- ② 入札者の商号又は名称及び代表者職氏名
- ③ 応札する全ての入札番号及び件名(「津山市各施設で使用する電気の調達」)
- ④ 入札書を封入している旨

(2) 提出方法

- ① 入札書等を封筒に封かんし、封筒の継ぎ目に押印すること。
- ② 封筒の継ぎ目への押印は入札書に押印した印と同じ印を使用すること。
- ③ 契約監理室へ郵送(書留又は簡易書留)の方法で提出すること。
- ④ 入札書等の日付は、令和4年2月1日~令和4年2月9日までの間の日付を記載すること。  
※郵便入札封筒記載例(様式第9号)参照

● 提出書類の最終確認

提出する前に、次の事項を十分点検すること。なお、記載内容に不備がある場合は無効となる。

様式番号	様式名	事項	チェック事項	チェック欄
様式第1号	質問書	質問者の称号又は名称	質問者の称号	<input type="checkbox"/>
		担当者連絡先	直接連絡がつく電話番号を記載すること	<input type="checkbox"/>
		頁数	複数枚にわたる場合は頁数を記載すること	<input type="checkbox"/>
		番号	質問する入札番号に「○」の記載をすること	<input type="checkbox"/>
		質問事項	本入札に関することとし質問の意図を明確に記載すること	<input type="checkbox"/>
様式第2号	制限付き一般競争入札参加申請書兼誓約書	日付	郵便局窓口持参日を記載すること	<input type="checkbox"/>
		住所	申請者の住所(本社又は受任先の住所)	<input type="checkbox"/>
		商号又は名称	申請者の称号等(本社又は受任先の称号等)	<input type="checkbox"/>
		代表者職氏名	本社又は受任者の職・氏名	<input type="checkbox"/>
		連絡先	本社又は受任者の連絡先	<input type="checkbox"/>
		申請印	本社又は受任者の印	<input type="checkbox"/>
		参加を希望する入札案件	参加希望する入札番号に「○」の記載をすること	<input type="checkbox"/>
様式第3号	営業経歴書	称号又は名称	様式第2号で申請している商号又は名称	<input type="checkbox"/>
		代表者・職氏名	様式第2号で申請している代表者職氏名	<input type="checkbox"/>
		電気供給の契約実績	契約実績は官公庁にかかる取引を優先して記載すること。	<input type="checkbox"/>

様式 第4号	委任状	所在地	本社及び受任者の住所	<input type="checkbox"/>
		商号又は名称	本社及び受任者の称号	<input type="checkbox"/>
		代表者・職氏名	本社及び受任者の職・氏名	<input type="checkbox"/>
		連絡先	本社及び受任者の連絡先	<input type="checkbox"/>
		押印	本社は実印, 受任者は受任者印	<input type="checkbox"/>
		委任事項	必ず確認し, 必要に応じ訂正印を押すなり修正をすること	<input type="checkbox"/>
様式 第5号	津山市暴力団 排除条例に係る 誓約書	住所	本社の住所を記載する	<input type="checkbox"/>
		称号又は名称	本社の名称等を記載すること	<input type="checkbox"/>
		代表者氏名	代表者の氏名を記載すること	<input type="checkbox"/>
		押印	実印を押印すること	<input type="checkbox"/>
様式 第6号	立会人(委任・ 辞退)届	申請者の住所	本社又は受任者の住所	<input type="checkbox"/>
		商号又は名称	本社又は受任者の称号	<input type="checkbox"/>
		代表者職氏名	本社又は受任者の職・氏名	<input type="checkbox"/>
		押印	本社又は受任者の印	<input type="checkbox"/>
		入札参加案件	参加する案件に「○」の記載をすること	<input type="checkbox"/>
		開札への立会いの有無	いずれかに「○」の記載をすること	<input type="checkbox"/>
		立会人の氏名	立会いする立会人の氏名を記載すること	<input type="checkbox"/>
様式 第7号	適合証明書	申請者の住所	本社又は受任者の住所	<input type="checkbox"/>
		商号又は名称	本社又は受任者の称号	<input type="checkbox"/>
		代表者職氏名	本社又は受任者の職・氏名	<input type="checkbox"/>
		押印	本社又は受任者の印	<input type="checkbox"/>
		記載事項	適合証書中の注意事項に留意し記載すること	<input type="checkbox"/>
		添付資料	条件を満たすことを示す書類を添付すること。	<input type="checkbox"/>
様式 第8号	宛名シール	住所	様式2号で申請している住所	<input type="checkbox"/>
		商号又は名称	様式2号で申請している商号又は名称	<input type="checkbox"/>
		代表者職氏名	様式2号で申請している代表者職氏名	<input type="checkbox"/>
指定 様式	入札(見積)書 及び明細書	日付	令和4年2月1日～令和4年2月9日の間の 日付を記載すること。	<input type="checkbox"/>
		住所	様式2号で申請している住所	<input type="checkbox"/>

指定 様式	入札（見積）書 及び明細書	商号又は名称	様式2号で申請している商号又は名称	<input type="checkbox"/>
		代表者職氏名	様式2号で申請している代表者職氏名	<input type="checkbox"/>
		押印	様式2号で申請している申請印	<input type="checkbox"/>
		入札金額	<p>入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、施設ごと<b>消費税及び地方消費税相当額を含まない価格</b>を入札金額明細書に必ず記載すること。</p> <p>入札番号ごとに総合計金額（入札金額明細書の合計金額を足しあげたもの）を入札書に記載すること</p> <p>入札金額に「燃料費調整額」及び「再生可能エネルギー発電促進賦課金」は含めないものとする。</p> <p>¥マークを金額の頭に記載すること。</p>	<input type="checkbox"/>
		明細金額	<p>基本料金単価及び従量料金単価は施設ごとに設定できるものとし、各施設の内訳書を任意様式にて必ず提出すること。</p> <p>各入札番号について、入札金額と入札金額明細書の合計金額が一致しない場合は無効とする。</p>	<input type="checkbox"/>
任意 様式	基本料金単価 および従量料金 単価等の内訳 書	日付	令和4年2月1日～令和4年2月9日の間の日付を記載すること。	<input type="checkbox"/>
		記載事項	<p>様式2号で申請している住所、商号又は名称、代表者職氏名と参加する入札番号及び入札案件名を表示すること。</p> <p>様式2号で申請している申請印を押印すること</p>	<input type="checkbox"/>
		金額	<p>積算過程の各単価等については、1円未満の端数を含むことができる。</p> <p>内訳書中の基本料金及び電力量料金は、小数点以下第2位までとする。</p> <p>内訳書の電気料金月額は1円未満の端数を切り捨てること。</p> <p>総額は入札金額明細書の金額と一致していること。</p>	<input type="checkbox"/>
書類提出上の注意		様式第4号	本社以外で申請する場合は提出必須	<input type="checkbox"/>
		様式第8号	申請書類等の送付に使用する封筒に貼付けること	<input type="checkbox"/>

書類提出上の注意	入札(見積)書及び入札金額明細書	封筒に封かんし、封筒の継ぎ目に押印すること。袋とし、割印してもよい。 <b>※:すべての入札番号について指定の入札金額明細書を提出のこと。</b> ※入札書提出の封筒については、様式第9号を参照のこと。 ※今回の案件(入札番号3-12~20)の入札書は、 <u>1通の封筒にまとめて提出すること。</u> ただし、その他の業務(入札番号3-12~20以外)の書類が入っていた場合は、全ての案件において無効となる場合があるので注意すること。	<input type="checkbox"/>
	基本料金単価および従量料金単価等の内訳書	入札(見積)書(指定様式)と合わせて送付すること。 ※内訳書は入札書にホッチキス止めし、継ぎ目に押印のこと。入札書及び入札明細書と共に、袋とじのうえ、割印してもよい。 ※内訳書の順番がわかるようにページ番号が記載されていれば、両面印刷でも可とする。	<input type="checkbox"/>
	申請書類の送付に使用する封筒	使用する封筒には、指定の宛名シール(様式第8号)を貼付けること	<input type="checkbox"/>
	入札書等の送付に使用する封筒	使用する封筒には入札書を封入している旨を記載すること(様式第9号参照) 応札する入札番号を全て記入すること	<input type="checkbox"/>

● 開札について

- (1) 立会人になることができる者は、立会人届(様式第6号)に立会人と記載された者とする。  
なお、開札執行場所において希望する立会人が多く入札執行に支障のある場合は、入室を制限することがあるのであらかじめ了承すること。
- (2) 立会人として入室する者は、担当職員の指示に従わなければならない。
- (3) 開札場所においては、携帯電話等の通信連絡機器は電源を切るか、マナーモードとし、開札場所での通話や私語は禁止する。

● 契約に当たっての留意事項

- (1) 津山市行政執行適正化推進要綱(平成17年津山市訓令第28号)に定める不当要求行為等を行った場合においては、指名停止要綱により措置する。

● 契約保証金

契約金額の10分の1以上を納付すること。ただし、津山市契約規則第35条の規定に該当する場合は免除する場合がある。

● 二酸化炭素排出係数，環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※)しており，かつ，①令和元年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数，②令和元年度の未利用エネルギー活用状況，③令和元年度の再生可能エネルギーの導入状況，④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

要素	区分	配点
①令和元年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(単位:kg-CO2/kWh)	0.000 以上 0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.525 未満	40
	0.525 以上 0.550 未満	35
	0.550 以上 0.575 未満	30
	0.575 以上 0.600 未満	25
	0.600 以上 0.690 未満	20
	0.690 以上	0
②令和元年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和元年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注)各用語の定義は，表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし，新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって，電源構成を開示していない者は，環境配慮目標として以下の全ての項目を設定し，当該事業者が自ら検証し，環境報告書等で上記指針に示した方法で公表したものを上表①②③の項目に係る代替数値として用いることができる。

- ①令和3年度以降の1kWh 当たりの調整後二酸化炭素排出係数の目標値
- ②令和3年度以降の未利用エネルギー活用目標
- ③令和3年度以降の再生可能エネルギー導入目標

● 環境配慮条件に関する用語の定義

用語	定義
①令和元年度	「令和元年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は，次の数値とする。

1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	<p>地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和元年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。</p> <p>なお、令和元年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。</p>
②令和元年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和元度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和元年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和元年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値 (算定方式)</p> $\text{令和元年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和元年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和元年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。</p> <p>①工場等の廃熱又は排圧</p> <p>②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)(以下「FIT 法」という。)第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)</p> <p>③高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3. 令和元年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 令和元年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
③令和元年度の再生エネルギーの導入状況	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式)</p> $\text{令和元年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ <p>①令和元年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh))</p> <p>②令和元年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端</p>

	<p>(kWh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。)</p> <p>③グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度 により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー の電力量(kWh)</p> <p>(ただし、令和元年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>④J-クレジット制度 により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)(ただし、令和元年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑤非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)(ただし、令和元年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑥令和元年度の供給電力量(需要端(kWh))</p> <p>1. 再生可能エネルギー電気とは、FIT 法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2. 令和元年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3. 令和元年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力デマンド監視による使用電力量の表示(見える化)</li> <li>・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス(リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入)</li> </ul> <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。</p> <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

● 様式集(様式第1号～第9号)

- 様式第1号 … 質問書 (FAX専用)
- 様式第2号 … 参加申請書 兼 誓約書
- 様式第3号 … 営業経歴書
- 様式第4号 … 委任状
- 様式第5号 … 誓約書

- 様式第 6 号 …… 立会人届
- 様式第 7 号 …… 適合証明書
- 様式第 8 号 …… 宛名シール
- 様式第 9 号 …… 郵便入札封筒記載例